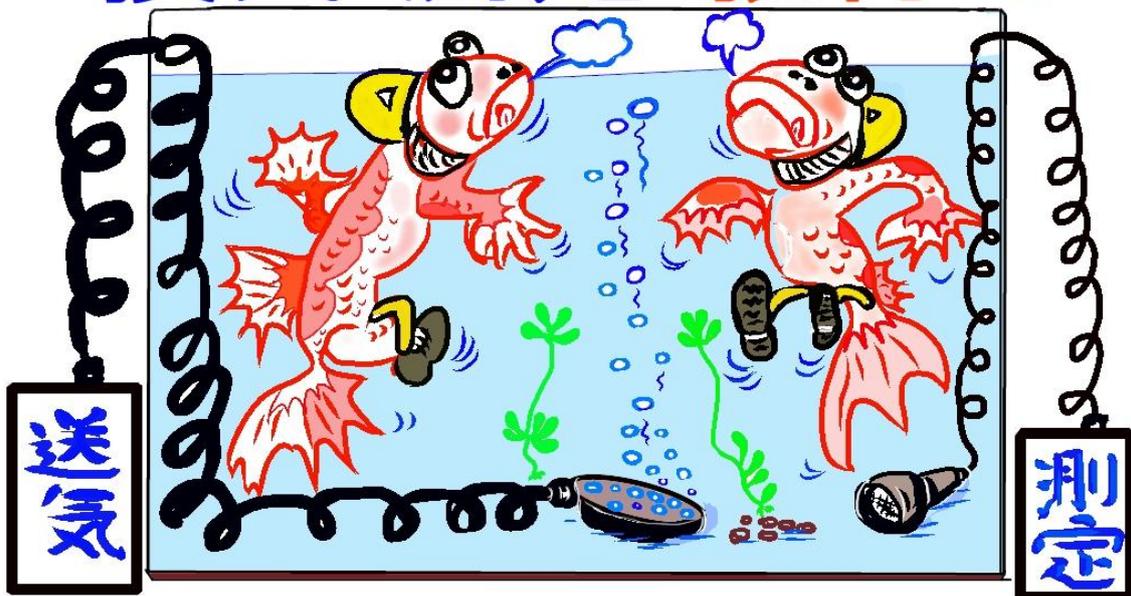


化学物質と換気・測定・呼吸用保護具・教育

有機溶剤、酸素欠乏空気、硫化水素等化学物質と直面する職場では、「換気・測定・呼吸用保護具・教育」が非常に大切です。

換気・測定・教育で



死亡も病気も防げる！！

酸素欠乏症等とは酸素欠乏症と硫化水素中毒を指しますが、そのいずれもが事故発生時の死亡率が高い疾病です。

このように非常に危険な作業では「換気・測定・呼吸用保護具・教育」が肝心です。

指定された職場で、働かなければならない作業者は、あたかも鉢の中に飼われた金魚のようなものです。飼い主である事業者は、よく勉強して対処しなければなりません。

すなわち、「酸素欠乏症」では、換気をして酸欠空気（酸素濃度 18%未満の空気）を排出すると同時に新鮮な酸素を十分含んだ空気を補給して作業場所の空気中の酸素濃度を 18%以上にする、作業環境の酸素濃度を測定して作業に差し支えない酸素濃度（18%以上）であるかを確認すること、酸素濃度が 18%未満の場合は酸欠空気を吸い込まないように呼吸用保護具を着用すること、さらに、酸欠空気についての性質と健康障害防止のための教

育を行うことが必要です。

また、「硫化水素中毒」に関しては、換気をして硫化水素を含んだ空気を排出すると同時に新鮮な空気を補給して作業場所の空気中の硫化水素濃度を 10ppm 以下にすること、作業環境の硫化水素濃度を測定してその濃度が作業に差し支えない状態であるかを確認すること、硫化水素を含んだ空気を吸い込まないように呼吸用保護具を着用すること、それに、硫化水素についての性質と健康障害防止のための教育を行うことが求められており、これらは酸素欠乏危険場所における作業に係わる業務の特別教育受講者ならご存じのはずです。

また、有機溶剤取り扱い作業では、換気（第一種・第二種有機溶剤にあつては局所排気装置またはプッシュプル型換気装置、第三種有機溶剤にあつては全体換気装置）、作業環境測定（第一種・第二種有機溶剤）、保護具、および教育が必要であり、これも有機溶剤に関する教育を受けた皆さんはご存じの通りです。

すなわち、有機溶剤取り扱い作業も「換気・測定・保護具・教育」が必須ということが分かります。

一方、最近注目を集めている問題として有機溶剤取扱者の胆管がん問題があります。これは、目下厚生労働省が詳細を調査中ではありますが、新聞情報等によりますと問題発生の作業場は有機溶剤蒸気が充満している換気の悪い地下室で、その上作業環境測定法で義務づけられている作業環境測定も実施されておらず、更に作業者は有機ガス用防毒マスクも付けずに作業をしており、その作業者に対しても有機溶剤についての教育を行っていなかったようです。被災された方はお気の毒ですし、亡くなられた方に対してはご冥福をお祈りする次第ですが、

これも上記の「**換気・測定・呼吸用保護具・教育**」をキチンと行っていれば悲惨な災害は防げたのではないかとも思われます。

化学物質を取り扱う職場では、まず SDS（安全データシート）〔または MSDS（化学物質等安全データシート）〕を取り寄せてその物質の調査をするのは勿論ですが、それと同時に「換気・測定・呼吸用保護具・教育」を忘れずに行って、労働災害を防ぐように心掛けましょう。

（ 以上 ）

（一般社団法人）日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部/：東京技能者協会